

ヴェトナム李朝の軍事行動と地方支配

桃 木 至 朗*

Military Actions and Control of Local Powers in Vietnam under the Lý Dynasty

Shiro MOMOKI*

Society and state in pre-modern Vietnam were strongly influenced by those of China. Recent research indicates, however, that absolute rule supported by bureaucracy and Confucian ideology like that in the Chinese empire was not established until the 14th century. How, then, did earlier dynasties such as Lý become stabilized and gain control over semi-independent local powers?

The foundation of the Lý dynasty did not put an end to frequent regional rebellions outside the Red River Delta, sometimes involving an alliance with another country. The framework of political integration under this Vietnamese dynasty, in which the central government of the Red River Delta controlled the northern mountains and the southern provinces, was barely established in the latter half of the 11th century.

序

ヴェトナムの国家・社会が、中国支配下の1千年余（北属期）はもちろん、10世紀の独立後にも、中国の強い影響力の下に置かれていたことはいうまでもない。従って、その歴史は、東南アジア史というよりむしろ東アジア史の一環として扱われてきた。そこでは、国家・社会に普遍的・体系的なモデルを与えたのが中国であったことだけでなく、その影

Moreover, the integration of the Red River Delta itself collapsed in a struggle among local powers on the fall of the Lý dynasty.

Under these conditions, the central government could not dismantle the local military powers and construct a military bureaucracy. The submission of local powers, often symbolized by a ceremony of allegiance, was achieved only by means of personal demonstrations of power by the emperor or princes in expeditions or ritual travels to the local powers. Such demonstrations gradually came to be undertaken by persons close to the emperor and by the grand aristocrats.

Ultimately, the stability of the Lý dynasty rested on the military actions of the “mandala overlord” in the Red River Delta and their spread to the aristocracy.

響の結果として中国と同様の類型ないしは発展段階に属する国家・社会が形成されたことまでが広く説かれてきた。¹⁾ そこでいう「中

- 1) 例えば、伝統的東洋学の文脈からヴェトナムの中国化を強調するものに、Maspero, H. [1910; 1916] など一連の Maspero 氏の研究や松本 [1969] がある。Lê Thành Khôi [1955; 1981] もそれに近い。また、マルクス主義的観点からヴェトナム王朝国家は一貫して(中国と同じく)「中央集権的封建国家」であったとする Chesneaux [1955]——ただし Chesneaux 氏はのちにアジアの生産様式説に転換——, UBKHXHVN [1971], 片倉 [1977], 片倉・吉沢 [1977] なども、中国的な中央集権統治の実現が立論の前提となっている。

* 京都大学東南アジア研究センター; The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University

国モデル」や「中国式国家」の内容としては、官僚制・律令制などに支えられた中央集権的統治と皇帝独裁制、全国土に対する皇帝の至上権ないしは国家的土地所有制、それらの経済的土台としての国家的治水・水利事業や、イデオロギー装置としての仏教・儒教などが語られてきた。

しかし、これらの議論の多くは漢文史料や近代ヴェトナム社会の示す中国的な外見から漠然と想定されたものにすぎず、個々の要素とそれらが形成する「構造」のいずれに対しても、厳密な社会科学的規定や歴史的考察がなされてきたとはいいい難い。²⁾

ところが近年、10-15世紀のヴェトナム王朝国家発展期について、初期に溯るほど「非中国的」要素の方がむしろ優越していたことが、さまざまな角度から指摘されている。例えば、李朝期(1009-1225)までは中国的・儒教的な家族制度・系譜観念が確立していなかった [Whitmore 1976; Wolters 1976]。このため、皇太子や先帝の嫡長子といえども自動的に帝位継承を行い得たわけではなく、篡奪を防ぐためには有能さを証明し続ける必要があり、中国的系譜観念に基づく安定的な帝位継承は、陳朝期(1225-1400)の上皇政

2) 例えば、中華帝国の性格自体が単一の類型や発展段階としてはとらえきれないかもしれない(「唐宋変革」説など)という認識は、一部を除いてみられない。統治機構についていえば、隋唐以前の官僚貴族制(統治者の機能の楯の両面である公共機能と搾取とは、完全に形式合理的かつ公的には執行されない)と、宋以降の官僚制(理念上では形式合理的支配が貫徹され、官僚の機能の限定、公共機能と搾取との純公的な執行が実現される——そこでも「家産制的」性格は公的性格との高次の統合の下に存続しているが——)とを区別することの重要性なども十分認識されない。従って、15世紀ヴェトナムを官僚制、14世紀以前を Counsellors の支配する貴族制の時代とする Whitmore [1969: 1-2] の指摘のもつ理論的意義なども、あまり注目されてはいない。

治や宗室内婚制によってはじめて可能となったものであった [Wolters 1976]。儒教道德の勝利も陳代後期を待たねばならなかった [Whitmore 1976]。また、李代までは紅河デルタ内部にすら半独立在地勢力が割拠しており、国家的治水・水利事業や国家的土地所有は未だ実現していなかった [桜井 1980 (A); 1980(B)]。³⁾ 陳代の宗室への権力集中によってはじめて、それら在地勢力が完全に押え込まれ、異姓勢力の進出が、豪族・貴族の強大化による分権化ではなく、中国式官僚国家を志向する文人官僚の抬頭という形をとる条件が形成された [桃木 1982]。

以上のように考えれば、ヴェトナム王朝国家の黄金時代とされる黎朝前期(1428-1527)、特に黎聖宗代(在位1460-1497)には一応確認し得るところの、「ミニ中華帝国」を構成するにふさわしい諸要素の实在⁴⁾は、初期王朝にはほとんど溯り得ない。即ち、ヴェトナム王朝国家は、中国による長期支配ののちに成立したにもかかわらず、中国的要素が国家権力の構造・機能に規定的な力を及ぼすといった意味での「中国式国家」として誕生したも

3) 日隈 [1983] の紹介などにみられるように、ヴェトナムでも1980年の「10世紀の宋の侵略に対する勝利一千年記念に際しての科学会議」をきっかけに、中央集権封建制規程に代わってアジア的生産様式論が優勢となった。そこでは村落共同体内部への国家権力の貫徹は否定され、国家は防衛と治水・水利事業を主任務とし村落共同体から貢納を受けとる存在だった、国家的土地所有の実現を前提とし、私的土地所有の発展によってそれが変質させられて起こる「封建化」の確立には15世紀までかかった、などとされる。しかし、国家的治水・水利事業が相変わらず当然の前提とされている点をはじめ、検討を要する点は数多く残されており、その一部はかつて筆者も論じた [桃木 1984]。

4) 政治過程に関する研究を除いても、科学や官僚制について Lê Kim Ngân [1963]、藤原 [1976; 1980; 1986]、土地制度と村落支配について桜井 [1973; 1974; 1975] など多くの研究が存在する。

のとはいい難いわけである。⁵⁾

とすれば、ここに新たな問題が生ずる。李朝までの諸王朝が上記の意味では「中国式国家」の実態を備えていなかったとすれば、それに代わるどんな構造・基盤に基づいて李朝のような長期王朝が築かれ得たのだろうか。李代には、第4代仁宗(在位1072-1127)以降、幼少の皇太子ないし嫡長子による帝位継承が続き、それらが一応成功し続けた⁶⁾点、ヴェトナム王朝国家の確立を物語るものとして注目されている [Taylor 1976: 180; 1983 (A): 296]。中国の制度・思想が不完全ながら一定程度導入・受容されたことが、それを可能にしたと説かれている [Wolters 1976]。が、この説は帝位継承の政治過程自体を主題とするきらいがあり、国家類型や社会発展段

階に関する議論にまで高められていない。これとは別の文脈で、中国など外国の脅威から民族を守る必要が中央集権的国家形態を必然たらしめたとする見解も広く流布しているが、理論的に万全のものとはいい難い。⁷⁾

そこで筆者は、李朝国家の構造・基盤を追究する一手段として、以前陳朝を研究した際にも用いた [桃木 1982]、中央政権による地方統治ないしは中央政権と地方勢力との関係を検討する方法を適用してみたいと考える。⁸⁾ そこでの理論的関心事は、地方統治において「官僚」と「貴族」や「地方勢力」がどのように存在し、関係しあっていたかである。

本稿ではその検討の第一歩として、李朝が頻繁な軍事行動の末によりやく地方支配を確立した点に着目し、地方に対する軍事行動を主要な検討対象としたい。⁹⁾ が、李代の軍制や地方行政に関する法制史的史料などはほとんど存在しないので、例によって『大越史記全書本紀』(以下『全書』)¹⁰⁾・『越史略』¹¹⁾

5) この意味で、ヴェトナム初期王朝国家に関する理論の再構築のためには、「非中国的」「土着的」な諸要素を、ヴェトナム民族の独自性を示す方向で注目するだけでなく、周辺地域の「基層文化」との比較の上に、中国モデルとは別の「普遍」として位置づけ直すことなども必要であろう。

例えば、古代東・東南アジア稲作社会に共通の「奴隷制と並行して存在する」双系制親族組織が、黎朝刑律の規定に反映しているという比較法制史からの指摘 [牧野 1944; 1950; 1954; 1978; 1985] は、黎朝前期奴隷制説 [酒井 1961] に利用された以外には、ヴェトナム史上への位置づけを与えられなかった。しかし、この説を、奴隷制論とは一応きり離して、Wolters [1982] らの「マンダラ権力」論に代表される最近の東南アジア権力論——双系制社会を基盤とし、個人的能力の誇示に基づき二者関係の集積によってなり立つ、系譜観念の稀薄な支配を基本的特徴と考える——との比較の上で再検討することは無意味ではあるまい。李朝の帝位継承制や中央政権の地方支配などが、同じ角度から検討される必要があることは、すでに Wolters [1976] によって示唆されている。

6) Wolters [1976: 209] が注意を喚起した通り、第3代聖宗(在位1054-1072)以外の諸帝の即位には、すべて他の皇子との争い、クーデターや戒厳令などが付随しており、幼帝による帝位継承はほとんど、「結果として」成功し続けたにすぎない。

7) UBKHXHVN [1971: 15] にみられる通り、60年代以降のヴェトナムでは、外敵への抵抗を国家的治水・水利事業と並ぶ中央集権国家形成の二大要因とする考えが一般的で、この点は最近のアジア的生産様式説でも上部構造論としては変わらない。しかし、いかなる条件下でも外敵と有効に戦うには中央集権的国家形態が必須のものであるとはいえ、各時代の歴史的条件がより具体的に検討されるべきであろう。

8) 統一国家形成との関連で、丁朝(968-980)・前黎朝(980-1009)から李陳朝へと、地方勢力の「分裂割拠現象」が顕著な減少傾向をみせたことを説くものに、Nguyễn Danh Phiệt [1976] がある。

9) 本稿の問題意識・着想は、筆者の東洋史研究会大会(1985年11月3日、於京大会館)での口頭発表「ヴェトナム李朝の地方支配と権力基盤」に端を発したものである。

10) 陳荊和(編校)『校合本大越史記全書(上)』東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター、1984、を底本として用いる。

11) 周知の通り、『越史略』は李姓の大半を阮と表記するが、本稿では煩雑さを避けて、いちいち注記せずに李姓に戻して引用したことがある。

表1 李代の軍事行動とその指揮者

帝	年代	軍事行動の対象→李朝側指揮者
太	1011	愛州莒隆賊猖獗→親征 (A B)
	1012	濱州→親征 (A B)
	1012	蛮人至金華歩及涓竜州貿易→使人擒獲蛮人及馬万余匹 (A)
	1013	涓竜州叛附于蛮→親征 (A B)
	1014	蛮将楊長惠・段敬至入寇, 屯金華歩→翊聖王 (A B)
	1014	交州, 宋の如洪寨に寇す→? (C D E)
	1015	蘇茂州賊, 宋の安遠県に寇す→? (E)
	1015	討都金・涓竜・常新・平原等州→翊聖王・武徳王 (A)
	1020	撃占城人于布政寨→開天王<太宗>・陶碩保 (A), 王子 (B)
	1022	撃大元歴<宋如洪寨>→翊聖王 (A B)
祖	1024	伐峯州→開天王 (A B)
	1024	伐都金州→開国王 (A B)
	1026	討濱州賊→開天王 (A B)
	1027	討七源州→開天王 (A B)・李公蘊の婿申承貴 (C D E)
	1027	討文州→東征王 (A B)
	太	1028
1028		開国王, 長安府で叛す→親征 (A B)
1029		愛州但乃甲叛→親征 (A B)
1031		驩州叛→親征 (A B)
1033		定源州叛→親征 (A B)
1033		彘源州叛→親征 (A B)
1035		愛州叛→親征 (A B)
1036		甲洞及諒州・門州・蘇茂州・広源州・大発峒・丹波県蛮, 邕州の思陵州(宋)に寇す (C E)
1036-1037		臨西道→親征 (A)
1036-1037		都金・常新・平原等州叛→開皇王<聖宗>(A B)
宗	1038-1039	広源州儂存福叛→親征 (A B)
	1041	儂智高・母阿儂, 儂猶州で自立→帝命将討之 (A B)
	1042-1043	文州叛→奉乾王 (A B)

帝	年代	軍事行動の対象→李朝側指揮者
太	1043	愛州叛→開皇王 (A B)
	1044	占城→親征 (A B)
	1048	攻哀牢→將軍馮智能 (A)
	1048	儂智高, 勿惡洞に叛す→武威侯 (B)・太尉敦盛益 (A B)
	1050	勿陽洞人<儂智高>叛→討平之 (A)
	1050	愛州五県江竜池甲叛→? (B)
宗	1052-1053	儂智高, 宋に侵入→詔指揮使武珣将兵援之 (A B)
聖	1055	蘇茂州蛮, 宋に寇す→? (E)
	1057	安州道叛→? (B)
	1059	伐宋欽州→? (A C E)
	1060	捕逃亡兵入宋境→諒州牧申紹泰 (A B E. C Dは人名なし)
	1061	沙蕩洞叛→親征 (B)
	1061	愛州五県江叛→? (B)
宗	1064	麻沙洞叛→親征 (B)
	1065	忙貫州叛→親征 (B)
	1068-1069	占城擾辺→親征 (A B)・元帥阮常傑・大僚班黄撻 (B)
仁	1074-1075	宋の欽廉邕三州を陥れる→李常傑・宗竄 (A B)
	1074-1075	占城擾辺, 伐占城→李常傑 (A)
	1076	宋の郭達等來攻→李常傑 (A B)・昭文・宏真二侯 (B)
	1077	伐宋欽廉州→? (A)
	1077	宋趙高來侵→? (A)
	1082	交趾, 宋の帰化州に寇す→? (C E)
	1082	交趾宿兵, 宋の順安等七州洞に入らんと謀る→? (E)
	1083	麻沙洞叛→親征 (B)
	1089	宋兵入石犀州→? (A B)
	1103	濱州人李覺謀反→<太尉>李常傑 (A)
宗	1104	占城主制麻那入寇→李常傑 (A)
	1119	占城主制麻那入寇→李常傑 (A)
	1119	占城主制麻那入寇→李常傑 (A)
	1125	占城主制麻那入寇→李常傑 (A)
神	1128	真臘入寇父安州波頭歩→入内太傅李公平 (A<将官職都及父安州人>, B)
	1128	真臘人入寇父安州杜家郷→清化府阮

桃木：ヴェトナム李朝の軍事行動と地方支配

帝	年代	軍事行動の対象→李朝側指揮者
神宗	1132	河炎・本州楊塢等 (A) 真臘・占城寇父安州→太尉楊英珙 (A<領清化府・父安州人>, B)
	1136	真臘寇父安州→太傅李公平 (AB)
英宗	1139	申利なる者, 仁宗の子と称して上源州・下農州・西農州・富良府等に拠る→諫議大夫劉禹儒 (AB)・太傅許炎・侍衛都蘇漸・宣明寨主陳蟾 (A)・太尉杜英武・太傅蘇憲誠 (AB)
	1143	宋妖人譚友諒, 思琅州・広源州に寇す→駙馬郎楊嗣明・文臣阮汝枚・李義榮・太師牟俞都 (A. Bは人名なし)
	1148	真臘寇父安→? (A<自潰>, B)
	1150	亡命占城人雍明些暈を占城王とすべく本国に護送→上制李蒙<領清化府・父安州 (A)>五千余人 (AB)
	1152	撞竜山獠叛→杜英武 (A. Bは人名なし)
	1152	大黃江山獠農可來叛→親征 (AB)
	1159	牛吼・哀牢叛→蘇憲誠 (A)
	1161	領兵二万巡西南海辺等処, 以安鎮辺隅→蘇憲誠・杜安頤 (A)
	1161	平隆場叛→少師費公信 (B)
	1163	逃卒嘯聚為群劫掠→費公信 (A)
高宗	1164	芒貫江弄洛蛮叛→蘇憲誠 (B)
	1166-1167	占城使, 瀕海小民を掠す→太尉蘇憲誠 (A)
	1177	占城入寇父安州→? (AB)
	1177	上源州首領楊倚叛→? (B)
	1183	伐哀牢→<太傅>呉履信 (A)
	1184	司蒙柵・鄭柵・烏米柵叛→太傅王仁慈 (B. Aは人名なし)
	1185	伐靈柵山獠→建寧王竜益 (AB)
	1188	<清化>古宏甲叛→? (B)
	1192	清化古宏甲人叛→譚以蒙發清化府兵 (B. Aは人名なし)
	1192	濱州胡蝶叛→譚以蒙 (B)
宗	1194	真登州首領何黎叛→譚以蒙 (B)
	1198	濱州高舍郷呉公李・大黃州人丁可・裴都等同時作乱→並討平之 (A)
	1203	占城国王布池, 父安に亡命したが,

帝	年代	軍事行動の対象→李朝側指揮者	
高宗		受入れ側と対立し大掠して帰る→知父安州殿前指揮使杜清・州牧范延, 輔国太傅譚以蒙・枢密使杜安 (AB)	
	1203-1205	大黃江人費郎・保良等叛す→祇候奉御陳馨・吏部尚書徐英珙率清化府兵・輔国太傅杜敬修 (AB)・関内侯杜英允・譚以蒙 (B)	
	1207	国威州段可列・王満<傘円山蛮 (A)>?>叛→? (B)	
	1207	<烘人>段尚・段主叛→譚以蒙出大通道・保貞侯出南冊道・上品奉御范乘彝出可了道・祇候火頭陳馨出扶帶道 (B)	
	1208-1209	宋禄州人章智剛攻諒州→? (B)	
	1208	国威人屯西結 (AB)・文雷寨人屯拖幕江 (B)→上品奉御范乘彝將藤州人 (AB)	
	1208-1209	范猷と烘人段尚・段主等藤州等で范乘彝と戦う→范乘彝帥藤人快人 (AB)・何文雷 (B)	
	1209	高宗, 范猷の言に従い范乘彝父子を殺したので, 乘彝の將郭卜, 宮中に乱入 (AB), 高宗蒙塵し王子忱・昆<恵宗>次々即位 (B)→陳李, 舟師を帥い二王子を海邑段氏の家に向う (B) (以下, 膨大な軍事行動の記事があるが, 紅河デルタ地域のそれは省略する)	
	恵宗	1216	占城・真臘寇父安州→州伯李不染 (A)
		1220	陳嗣慶・陳承, 掃化寨何高を攻める→太尉<嗣慶>及太祖<陳承>由掃化江, 頼靈・潘具由宣光江 (B)
1225		討父安州→陳承 (B)	

○印は出兵の際に盟を行なったもの。

() 内は出典略号。

A = 『大越史記全書』

B = 『越史略』

C = 『宋史』488 外国伝 4 交趾

D = 『宋会要輯稿』蕃夷 4 交趾

E = 『統資治通鑑長編』

なお, 1139-1152年の記事の繫年はBに拠っており, Aはすべて2年遅く記す (注35参照)。

その他の基本史料から関連記事を網羅する作業から始めねばならない。表1は李朝の軍事行動の対象、李朝側の指揮者名などを網羅したものであり、以下主にこれに基づいて論を進める。その際、紅河デルタ・南方・北部山

地という地域区分、建国期（11世紀中葉まで）・安定期（11世紀後半-12世紀前半）・衰退期（12世紀後半以降）という時期区分などを便宜的に用いる。

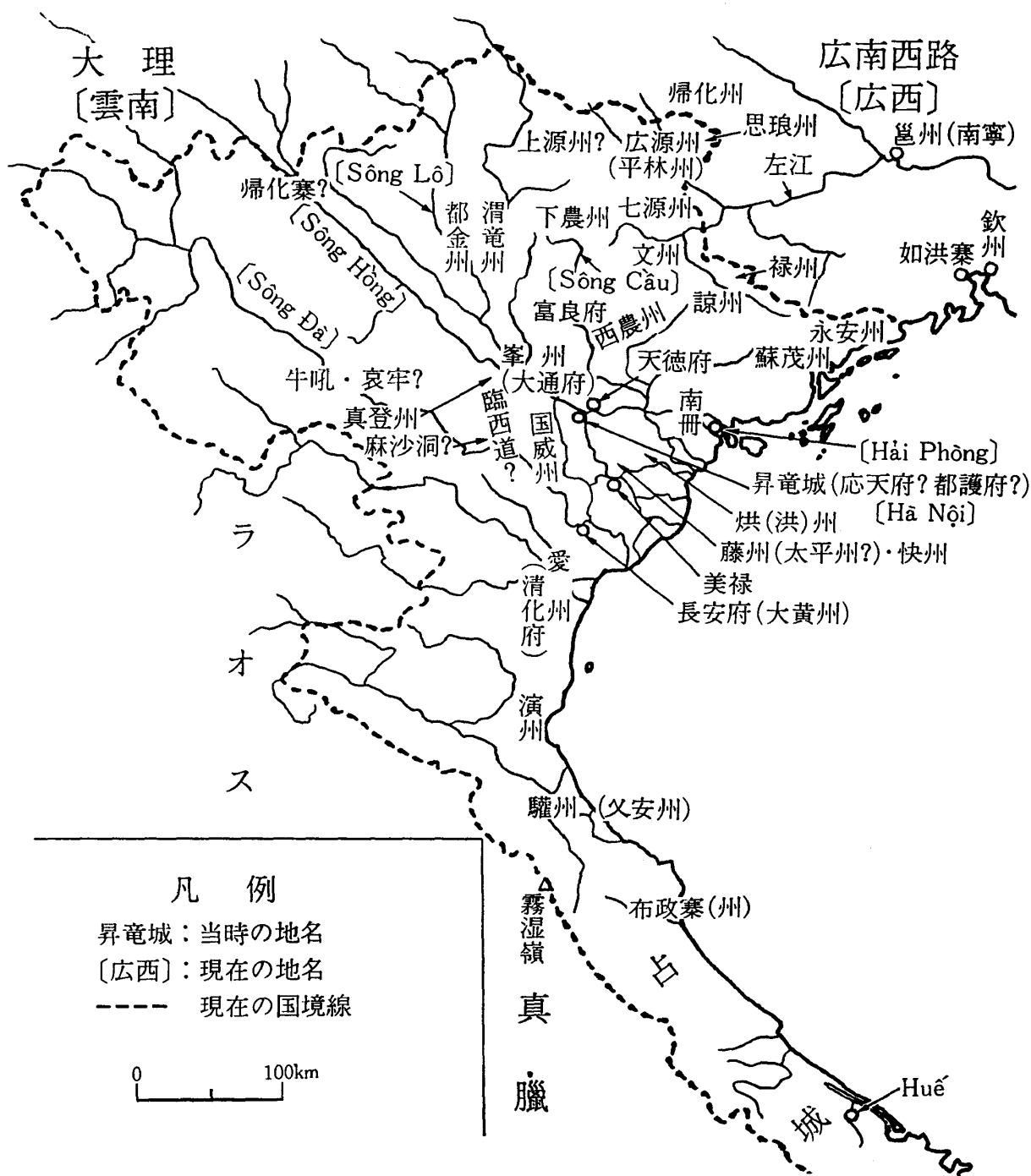


図 李朝期ヴェトナムの主な地方勢力

I 軍事行動の対象地域と政治統合の 地域的枠組

まず表1から、李朝の軍事行動がそれぞれの時期にどの地域で行われたかをみてみよう。最初に建国期の状況を見ると、紅河デルタの旧交州地域¹²⁾については軍事行動の記録が皆無で、当初から安定的な支配が行われていたとみられる。¹³⁾ 太祖（在位1009-1028）は即位の翌年の昇竜城（ハノイ）遷都時に、故郷の古法州（Bắc Ninh 省西南部）を天徳府、旧都華閩（Ninh Bình 省）を長安府とした。¹⁴⁾ また「応天府」が、首都昇竜城または西沱濫原南部（Hà Đông 省）に置かれた。¹⁵⁾

- 12) 以下、旧某州地域とは唐代の行政単位を指す。唐の交州・安南都護府の範囲については Maspero, H. [1910: 551-584] に詳しい。
- 13) 桜井[1980(B): 297-298] は、10世紀の在地勢力の勢力範囲のいくつかが李末動乱期のそれに対応していることをもって、それらは李代を通じて存続し、李朝の直接統治がデルタ全域に及んだことはなかったと考えた。ただ、若干の地域では十二使君期と比べて李末には地域的統合が進んでいたとみた[同上論文: 311]のに対し、Taylor [1983(B)] は、旧交州地域の統合は呉氏→丁氏によって維持されており、「十二使君の抗争」は前王朝の没落→無政府状態→新王朝による再統一という中国的な図式で丁朝が成立したことを中国に示そうとする、丁朝側の創作であったと主張した。もっとも、Taylor 氏のいう統合はより政治的・イデオロギー的なもので、桜井氏のいう経済単位としてのそれより一段上のものとも考えられるから、統合の規模に関する両説の差異は問題にならないともいえる。
- 14) 『全書』2 太祖順天元年(1010)秋7月。『越史略』2 同年条。天徳府・長安府の位置や農業立地については桜井 [1980(A): 603-605; 621-625] 参照。なお、本稿で現代の省名などを示す場合には、慣例に従い原則として仏領期の区分を用いる。
- 15) 『全書』2 太祖順天5年(1014)冬10月条、『越史略』2 同年条に、「改応天府為南京」とある。応天府=南京の位置比定について、Maspero, H. [1916: 30-31] は『大南一統志』河内省 建置沿革の説に基づいて首都昇竜城を

下部デルタ（旧長州地域¹⁶⁾）の長安府を含め、まず紅河デルタの要衝に設置された建国期の各府は、デルタ支配の拠点の機能を有したのであろう。

一方、旧交州以外では、ほとんどあらゆる地域で「反抗」とそれに対する「討伐」が行われている。まずデルタ周縁部ですら平穏ではなく、峯州（Sơn Tây 省・Vinh Yên 省）¹⁷⁾への討伐（1024年）や、太宗（在位1028-1054）即位時の開国王の長安府での反抗（1028年）などの記録が見出される。南方¹⁸⁾では、前黎朝の創始者黎桓の出身地であった愛州（Thanh Hóa 省）が反抗を繰り返しているほか、その南の演州（Nghệ An 省東北部。1012, 1026年）、驩州（Nghệ An 省南部・Hà Tĩnh 省。1031年）なども、軒並み1度は「討伐」を受けている。驩州の場合、占城はもちろん真臘の影響力の存在をも考慮する必要がある。¹⁹⁾

指すものとみ、天徳府=北京に対して南京と呼ばれたとした（後者を北京と呼ぶ根拠は不明）。一方、桜井 [1980(B): 304-305] は『欽定越史通鑑綱目』正編（以下『綱目』）と『大南一統志』河内省応和府 建置沿革とによって、応天を Hà Đông 省南部に比定した。どちらが正しいか筆者には判断がつかない。

- 16) 旧長州の範囲については Maspero, H. [1910: 668-677] 参照。
- 17) 旧峯州については Maspero, H. [1910: 665-668], 李代峯州については桜井 [1980(B): 278-279] 参照。
- 18) 以下の3州はいずれも唐代の呼称を踏襲したもので、その位置については疑問の余地がない。唐代のそれぞれの範囲については陶維英[1973: 128-132] 参照。
- 19) 占城やその前身林邑が建国以来再三、Nghệ An, Hà Tĩnh などの地方に「攻め寄せた」というまでもないが、その影響力はのちのちまで残っていた。ヴェトナムの南進がフェエ方面まで達したとされる14世紀ですら、占城の反撃にあうと「是時父安人懐式」（『全書』8 陳順宗光泰3年<1390>春正月23日）という状況がみられたのである。一方、この地域からチュオンソン山脈を越えてラオス・東北タイに至るルートが唐代から知られており、12世紀の真臘

非ヴェト族地域たる北部山地でも、当然ながら多くの州・洞で紛争がみられる。特に目立つのは紅河以東の地域（今日 Tay 族が主に居住する）で、そこでは山地民族に他の国家が絡んだ抗争もしばしば生じている。太祖初期（1012-1014年）の渭竜州（Tuyên Quang 省）の雲南勢力と結んでの反抗，²⁰⁾ 太宗・聖宗期の広源州（Cao Bằng 省東南部）・七源州（Lạng Sơn 省西北部）方面での儂氏と宋が絡んだ複雑な抗争，²¹⁾ などがそれである。宋との国境紛争における「甲洞蛮」（諒州=Lạng Sơn 省。1036年）や「蘇茂州蛮」（Hải Ninh 省方面。1036, 1055年）など、李朝側に立つ少数民族の活動²²⁾ もみられる。

一方、今日 Thái 族が主に居住する紅河以西の地域での軍事行動は稀で、確認されるのは、Hòa Bình 省方面で行われた臨西道親征（1037年）、麻沙洞親征（1064年）のみである。²³⁾ しかし、1048年の哀牢討伐、1067年の

牛吼・哀牢の李朝への朝貢（『全書』3 聖宗竜彰天嗣2年春2月）などが窺わせるタイ系勢力の活動も、同じ方面で行われた可能性が強い。²⁴⁾ 東南アジア大陸部へのタイ族の「登場」の時期を考えるうえで興味深い史料である。

以上の軍事行動の記録から明らかなように、旧交州地域を基盤に成立した李朝に対し、他の諸地域は自動的に服従したわけではなく、多くは州単位で抵抗主体——即ち何らかの在地権力——が存在し、一部地域には外国の影響力も働いていた。即ち旧交州地域外では、政治統合の地域的枠組が、どの立場からみても自明の客観的なものとして存在したとはいえないということになる。

この枠組に関して注目されるのは、表2にみられる通り、地方長官の称号を帯びて中国側史料に現れるヴェトナム人（すべて朝貢使節）が太祖・太宗期に集中している点である。²⁵⁾ その中には長州刺史、演州刺史、驩州刺史、知峯州刺史、知愛州刺史などの称号が含まれている（唐州、庸州は所在不明）。彼

ㄨの来襲も大半がこのルートによってなされた [Maspero, H. 1918]。従って、『全書』・『越史略』に計18回ほど見出される真臘から李朝への朝貢も、同じルートでなされたと考えるのが自然であろう。とすれば、驩州において真臘の何らかの政治的影響力が存在していたとしても不思議ではない。

- 20) 渭竜州の位置比定は桜井 [1980(B): 277]。1012-1014年に渭竜州・金華歩などで活動した「蛮」を、『統資治通鑑長編』（以下『長編』）83 大中祥符7年（1014）7月辛丑条、『宋会要輯稿』蕃夷4 交趾 同年7月17日条などは、「鶴拓蛮」とする。『文献通考』329 四裔6 南詔条に「或曰鶴拓」とあるように、これは雲南勢力を示す。1014年に現れる蛮将楊氏・段氏がともに南詔以来の雲南白蛮の名族であり [藤沢 1967: 66]、後者が大理王家の姓であることはいうまでもない。
- 21) この抗争の過程の考証、地名比定は河原 [1959; 1975: 33-37; 1984: 317-345] などに詳しい。
- 22) この時期の宋との国境紛争に関する考証は河原 [1975: 30-33; 1984: 313-317] 参照。
- 23) 臨西道は、『綱目』2 太宗通端4年（1037）春2月条註によれば、阮朝の嘉興府（Sơn La 省

東南部より下流の Sông Đà 流域）、麻沙洞は、同4 仁宗会祥大慶10年（1119）冬10月条註によれば、阮朝の陀北州（Hòa Bình 省の Sông Đà 北岸）に当る。

- 24) 牛吼については、『綱目』3 聖宗竜彰天嗣2年（1067）春2月条註に、「蛮名。黄仲政興化風土記、牛吼言語文字与哀牢同。今入版図、興化安州是其地也」とあり、安州（Sơn La 省中部）など Sông Đà 流域に居住した民族と知られる。哀牢は、『大南一統志』で清化省や乂安省の西ないし西南方が哀牢国とされるように、王朝時代ヴェトナムではラオス・ラオ族を指す語として一般に用いられる。李代の場合は牛吼ともども、Sông Đà 流域から出現したタイ系民族と考えるべきであろう。
- 25) 前黎朝期にも同様の例がある。黎桓の子の「撰驩州刺史明提」（『長編』56 景德元年<1004>6月甲子、『宋会要輯稿』蕃夷4 交趾 同年同月23日、同蕃夷7 歴代朝貢 同年同月11日）、黎竜鋌の弟の「峯州刺史明昶」（『長編』66 景德4年<1007>7月庚辰、『宋会要輯稿』蕃夷4 交趾 同年同月11日）の2例である。

表2 宋への朝貢使で地方長官号をもつもの

氏名	ヴェトナム史料	中国史料
梁任文	員外郎(1010・A)	長州刺史(1010・D)
李仁美	員外郎(1011・A)	濱州刺史(1012・D)
陶慶文	員外郎(1011・A)	〇〇刺史(1012・D)
李碩	員外郎(1014・A)	知唐州刺史唐碩(1014・CDE)
阮寛泰	員外郎(1021・A)	長州刺史李寛泰(1022・CD)
李徵頭	? (1026・A)	驩州刺史李公頭(1027・CEF)
黎僊佺	大僚班(1031・AB)	知峯州刺史李僊佺(1031・CF)
阮日親	員外郎(1031・A)	知愛州刺史師日親(1031・CF)
何授	員外郎(1034・A)	庸州刺史何遠(1035・E)?
師用和	大僚班(1039・A)	知峯州刺史師用和(1040・C)
李国以	左司阮国以(1158・B)	太平州刺史(1156・DG)

出典略号 A=『大越史記全書』, B=『越史略』, C=『宋史』488 外国伝4 交趾, D=『宋会要輯稿』蕃夷4 交趾, E=同蕃夷7 歴代朝貢, F=『統資治通鑑長編』, G=『建炎以来繫年要録』。

らが地方勢力の代表で、いわば「朝貢のための連合」が組まれていたのか、それとも中央政権の派遣した官僚だったのか、という重要な問題は別の機会に論ずるとして、ここでは彼らの派遣の意義について一つの推論を提示しておきたい。それは、新興ヴェトナム国家が、中国に隣接する政治権力として不可欠な東アジア冊封体制への参加を有利な形で果たすために、彼らの派遣が意味をもったのではないかということである。即ち、上記諸地域の政治統合の地域的枠組が自明のものでなかったからこそ、その統合を外部に明示し、認知を求める具体的手段を講じることが必要だったのではなかろうか。²⁶⁾

次に安定期に目を移すと、国内勢力に対す

26) 朝貢や政治統合の主体がいずれにあったかによって、統合の明示や宋からの承認のもつ意味が多様であり得ることはいうまでもない。が、いずれにせよ建国期の対中関係は、片倉[1972]、河原[1975; 1984]らが説く中国の再侵略防止や占城その他の諸国への優位の確立の命題と並んで、それらの前提としての、対中交渉の主体のもつ統合の地理的枠組自体が、外交の主要課題となるような状況下にあったことは間違いないであろう。

る軍事行動は、紅河デルタ外をも含めて確かに少ない。12世紀に入ると、愛州に代わって清化府の名が史料に現れ、²⁷⁾ Thái Nguyên 省方面には富良府の名が現れる²⁸⁾など、デルタ外にも府が設置される。父安(旧驩州)も府とされた可能性がある。²⁹⁾ また、宋の周去非の『嶺外代答』2 外国門上 安南国(1178年成立)には4府13州3寨の名を記すが、その4府は都護府(旧交州?)³⁰⁾・大通府(デルタ頂部?)³¹⁾・清化府・富良府で、ここでもデルタ外への府の設置が確認される。それ

らが李朝のデルタ外への支配強化の拠点とし

- 27) 愛州の名は、『越史略』2 聖宗彰聖嘉慶3年(1061)条「愛州五県江叛」を最後に、李代史料から姿を消す。清化府の名は、『全書』3 仁宗会祥大慶2年(1111)春条、『越史略』3 同年夏4月条の「清化府献檳榔」云々の記事が初出である。もっとも、『全書』3 仁宗竜符5年(1105)夏6月条の李常傑の死を伝える記事の中に、「聖宗拜太保授節鉞，経訪清化・父安吏民」とあるから、愛州から清化への改称は聖宗代のことかもしれない。
- 28) 富良府の名は、『全書』3 仁宗天符睿武6年(1125)条に、「守富良府中書李献」云々とあるのが初出である。その位置の考証は Maspero, H. [1916: 32-34], 桜井 [1980(B): 297] 参照。
- 29) 驩州から父安への改称について、『全書』2 太宗通瑞3年(1036)夏4月条には、「置驩州行宮，因改其州曰父安」とあり、以後父安州の名が頻出するが、『越史略』2 同年同月条には、「置驩州行宮」とだけあり、同3 仁宗竜符元化元年(1101)12月条に至ってはじめて、「改驩州為父安府」と記す。
- 30) Maspero, H. [1916: 32] は都護府を旧交州に対応する行政単位とし、周辺地域を分掌する他の各府と同格の存在としてデルタを領したものと考えた。しかし、都護府の名からすれば、デルタを領すると同時に、周辺地域にも何らかの支配力を及ぼす、より上級の単位の意味を兼備していたとも考えられる。
- 31) 位置比定は Maspero, H. [1916: 34-35] 参照。

て機能したことは間違いあるまい。³²⁾

安定期に目立つ軍事行動は国際紛争に関するものである。仁宗初期の対宋戦とそれに付随した広源州方面の国境紛争,³³⁾ 聖宗末からの占城に対する攻勢、神宗（在位1127-1137?）・英宗（在位1137?-1175）期の真臘や占城との父安での抗争などがそれである。³⁴⁾ 英宗の即位直後に申利なる者が仁宗の子と自称して北部山地に大勢力を築いた事件でも、宋側史料によれば彼の背後に雲南勢力のあと押しがあった。³⁵⁾ しかし、「山地民族」や「地方勢力」の介在は建国期のように表面には出

32) Maspero, H. [1916: 38, 40] は最も極端に、デルタ外諸府を直轄県をもたず羈縻州のみを管する、山地民の各大部族に対応する単位とする。

33) その過程や地名比定については河原 [1975: 41-68; 1984: 345-381] 参照。

34) 占城の李朝・真臘との関係については Maspero, G. [1928: 132-168], 真臘の父安攻撃については Maspero, H. [1918: 33-35] などに詳しい。

35) 『全書』では、この事件を巻4 英宗大定元年(1140) 条末から翌2年冬10月朔条にかけて掲げるが、『越史略』（神宗の死を『全書』より1年早く天彰宝嗣5年<1137>条に掲げ、1139-1156年の記事はすべて『全書』の対応記事より2年早く記す）は、これを巻3 英宗紹明3年(1139) 条のはじめから10月条までに記す。『越史略』の繫年に対応すると思われる記事として『建炎以来繫年要録』129 紹興9年(1139) 6月乙亥条（『宋会要輯稿』蕃夷4 交趾 同年同月27日条も同内容）に、

初南平王乾徳<仁宗>既卒、其庶子智之奔大理更姓趙、号平王。聞其兄陽煥<神宗>死、与天祚<英宗>争国、大理以兵三千助之……。

とあり、大理の後ろ楯が推測される。ただし、『繫年要録』同条は范成大の『桂海虞衡志』（『文献通考』330 四裔7 交趾条にもみえる）をも引くが、それには、

……陽煥死。乾徳有遺腹子、属之占城。占城奉而立之。或曰、有黎牟者、乾徳妻党也。嘗為李氏養子、殺遺腹子而立、冒姓李氏、名天祚。実紹興九年<1139>、其国人猶称黎王……。

と、逆に天祚（英宗）が篡奪者であったかのような伝えを載せる。こちらをどう解釈したものかは不明である。

てこない。李朝建国期の度重なる遠征により、旧交州地域が（唐代の安南都護府と同じく）南方や北部山地を含めた範囲の政治統合の中心となるという李陳代国家の地域的枠組が、このころまでに対内的には一応の確立をみていたためであろう。1174年以降、宋が従来の交趾郡王などの称号に代えて李帝への安南国王の称号授与を慣例化した [片倉 1972] のは、ヴェトナム王朝国家が上のような枠組の形成に成功したことが、対外的にも承認されたものといえよう。

衰退期に入ると、南方での真臘・占城との抗争に加えて、山獠³⁶⁾ (1152, 1185年)、牛吼・哀牢 (1159年) などの活動が活発化する。ヴェトナム王朝の北部山地経略の主舞台は、以後陳代にかけて、対広西・雲南などのルートに関わる紅河以東の地域から、紅河以西・チュオンソン山脈北部などの地域へと転じてゆく。³⁷⁾ 従来問題になることの少なかったこの方面での統合の地域的枠組が、東南アジア大陸部全体でのタイ族の発展・自立化などとも関連して、新たな問題となってきたのであろう。

しかし、この問題を解決することなく、李朝権力は崩壊の道をたどる。桜井 [1980(B)] が論じたところの、独自の軍事力を有する紅

36) 山獠の活動範囲は撞竜・大黃(いずれも1152年)などが史料に現れる。前者は『全書』6 陳英宗興隆5年(1297) 条に「哀牢侵撞竜江」とあるのと同じ場所とすれば、当時の哀牢の活動範囲からみて Hòa Bình など Sông Đà 流域か Thanh Hóa 西部に求めるべきである。一方、大黃州は旧長安府の地である [桜井 1980(B): 283-286]。当時の山獠を特定の民族の呼称と考えられるか否かは不明だが、その活動範囲は概ね、Hà Đông・Ninh Bình 両省の西側に連なる山地の周囲に広がっていたものと考えてよからう (Hà Đông 西方の山地では「国威蛮」の活動も李末史料に散見する [同上論文: 280-283])。

37) これらの方面でのヴェトナム王朝とタイ系諸民族との関係については、古田 [1984] がその変遷・意義を論じている。

河デルタ内諸勢力の抗争、つまりデルタ内政治統合の解体が、その直接のきっかけとなった。従って、陳朝の樹立は単に外戚であったために行い得たのではなく、篡奪以前に自己の軍事力によって他勢力を一つ一つ打倒しておいたからこそ可能となったのであった〔桃木 1982:96〕。陳氏は、各地方勢力の上にくまなく宗室独占支配の網をかぶせるという新たな統合の枠組によって、在地勢力の抵抗基盤を弱めることに成功した。それにより前述の諸側面での「中国化」の道が開けた結果、陳朝以降の諸王朝の没落に際しては、地方勢力の割拠よりも大農民反乱がその主因となるという「中国的な」状況が出現する。

II 軍事行動の主体と機能

今度は、前章でみた頻繁な軍事行動の担い手となった兵力や指揮者について考えてみよう。まず兵力だが、李朝では国初から皇帝直属の禁軍が編成され、中央集権化に貢献したとみられている。実際、『全書』2 太祖順天2年(1011)春正月条に、「置左右宿車軍皆五百人」とあるのをはじめ、同太宗天成元年(1028)条(『越史略』2の同年条も同内容)の、

置殿前禁軍十衛。一曰広聖、二曰広武、三曰御竜、四曰捧日、五曰澄海、每衛分爲左右。直周廬環衛于禁城之内、総之謂十衛。

という有名な記事など、禁軍の再編や徴兵の記事が各時期を通じて史料に現れる。³⁸⁾ その

38) 太宗代には「置内外随竜軍」(『越史略』2 崇興大宝3年<1051>)、聖宗代では「改神衛匡聖都爲拱聖、広徳都爲忠武、広武都爲昭武、及増置左右竜翼都各一百人」(同竜瑞太平元年<1054>)、「定軍号曰御竜・武勝・竜翼・神電・捧聖・保勝・雄略・万捷等号、皆分左右、額並隸天子軍三字」(『全書』3 彰聖嘉慶元年<1059>)、仁宗代では「闕左右興男、勇捷兵爲玉階都、御竜兵爲興聖・広武都、百姓之大族者爲武勝兵、改田児爲鉄林兵」(『越史略』2 竜

規模の変遷は不明だが、宋の范成大の『桂海虞衡志』(1175年成立。『文献通考』330 四裔7 交趾条所引)では、

勝兵卸竜・武勝・竜翼・蟬殿・光武・玉階・捧日・保勝等、皆有左右、每軍止二百人……又有雄略・勇捷等九軍充給使、如廂軍。

これに拠った『嶺外代答』安南国条では、

有御竜・武勝等八軍、皆在左右、每軍二百人……又有雄略・勇健等九軍、以充給使。とする。これらを信じれば、廂軍(土木工事や雑役に当たった)に類する九軍を除く禁軍の兵力は、12世紀後半でも3,200人程度にすぎなかったことになる。

他方、朝廷直轄の地方軍の存在を示す記録はほとんどない。『全書』4 高宗治平竜応3年(1207)春正月条に、

盜賊蜂起、詔選丁男壯者充軍伍、令路官収捕之。

とあるなど、衰退期にはじめて地方軍に関する記事らしきものはいくつか見出されるが、それらがどこまで実態を有したかは疑わしい。³⁹⁾ 実際1209年以降の大動乱の中では、地

符元化4年<1104>春3月)、「闕武捷羽林等六兵曹之壯勇者爲玉階・興聖・捧日・広成・武都火頭。其下等爲玉階・興聖・捧日・広成・武都御竜兵」(『全書』3 会祥大慶10年<1119>冬10月)、神宗代には「詔諫議大夫牟俞都選旧竜翼爲左右玉階・興聖・武都」(同天順元年<1128>春正月癸丑)などの記事が見出される。

39) 『全書』4 英宗大定21年(1160)2月「命蘇憲誠・費公信選民丁、壯者充軍伍、挾將校通兵法武芸者分管之」、同高宗貞符4年(1179)春正月「選丁男、壯者充軍伍」、同恵宗建嘉12年(1222)春2月「定天下爲二十四路、路分公主居之。用宏奴属隸及本路軍人相分爲甲」などの徴兵・軍隊編成の記事は、確かに従来の禁軍に関する記事とは趣きを異にしている。「清化古宏甲」(1192年)や「大黃人費郎」(1203年)の反乱に対して「清化府兵」が討伐に用いられたという記事も、地方軍の存在を物語るかのようである。しかし、『全書』4 英宗政隆宝応元年(1163)秋8月「逃卒嘯聚爲群、劫掠陸路居民、命費公信將兵十万討平之」は、上記大定21

方軍はおろか禁軍すらほとんど活動の形跡がなく、李氏は洪<烘>州 (Hải Dương 省西部) の段氏、北江 (Bắc Ninh 省) の阮嫩、美祿 (Nam Định 省) の陳氏などの地方勢力の間を転々として、辛うじて余命をつないだにすぎない [桜井 1980(B)]。

以上のように、李朝直属の常備軍としては最大3千余人の禁軍が存在するのみだったとすれば、当時の人口⁴⁰⁾や軍事行動の際の動員兵力⁴¹⁾が全く不明であるとはいえ、著しく小規模に感じられる。これについて『歴朝憲章類誌』39 兵制誌 設置之額は、李聖宗の項で呉時仕の按文 (『大越史記』3 彰聖嘉慶元年<1059>) を引いて、

……有征伐隸諸將，不足籍民為之，事已復放婦農，盖得寓兵於農之意也。

と、有事の際のみ農民から徴兵したことを説く。が、農民兵が平時にはすべて帰農して軍事には関わらなかったとか、有事の際の徴兵がすべて中央政権の管理下に行われたという証拠は全くない。安定期にも朝廷直轄の地方

年 (1160) の大規模な徴兵が失敗に終わったことを示すものであろう。その後の地方軍編成についても、後述する通り軍事官僚制が未熟で「貴族」が主要な指揮者となるような状況下では、「地方勢力」や「村落自衛軍」を同盟ないし「貴族の私兵」化させるのが精々で、朝廷直轄の地方軍が広く成立したとは考え難い。

40) 黎朝の阮廌の『抑齊集』6 地輿志に「有李天下為二十四路，行遣獻戸数三百三十万一百丁」とあるが根拠は不明で、属明期の口数 (山本 [1950: 607] によれば、312万以上) などに比して過大であるとも考えられる。

41) 李常傑らの10万の兵による宋への攻撃 (『全書』3 仁宗太寧4年<1075>)、蘇憲誠らの兵2万を領しての西南辺境巡視 (同4 英宗大定22年<1161>)、逃卒の暴動に対する10万の兵による鎮圧 (同政隆宝応元年<1163>) などの兵数は、実数とは考え難い。それにしても対宋戦の場合などは、宋側が1076-1077年の出兵の際に4万9千余の兵を繰り出したことが公式報告として残されており [河原 1975: 57; 1984: 365]、ヴェトナム側でも禁軍の規模をはるかに超える数万単位の兵を動かしたに違いない。

軍の記録がみられず、他方衰退期には地方勢力が活発な活動をみせることから考えて、建国期に「討伐」された部分も含めて、李代の「在地の武力」や「村落自衛軍」は、一貫して中央政権の直接管理下には組み込まれぬままに、広く存続していた可能性が極めて強い。

その傍証として注目すべきは、ほぼ李代に限ってさまざまな場で行われた「盟誓」である。⁴²⁾ 新帝即位の際の国人の会盟、毎春の百官の会盟などとともに、軍事行動の際の盟誓 (表1の○印) も数例見出される。⁴³⁾ 盟誓という社会関係樹立の手段が中国で最も盛行した春秋時代は、氏族社会は解体したが官僚制支配はまだ形成されない、という段階にあった。⁴⁴⁾ 李代にも同様の状況が存在し、物理的強制力のみでは地方の軍事力を動員し得なかったからこそ、盟誓を必要としたのではなからうか。

次に軍事行動の指揮者に目を転じる。表1にもみられる通り、建国期には皇帝や皇子の出馬が一般的だったことが知られている。このことも、朝廷軍が物理的には十分大きくなかったことを容易に推測させる。各地方の服従は、物理的な力の大きさによってよりも、「統治者の個人的な有能さを知ること」 [Wolters 1976: 211-212] を通じてなされたのであろう。その意味では当時のヴェトナムの統治者も、Wolters [1982: 16-21] のいう

42) 例えば、神宗・英宗・高宗・昭皇 (在位1224?-1225) の即位時に国人との盟が行われている。銅鼓山神の前での百官の盟の場合は、太宗即位時に始まって陳代まで続いたという。これらの盟については竹田 [1967] が紹介している。

43) 1209年以降の動乱に関する記事は、あまりに膨大なので表1では省略したが、それらの中にも、山獠に対する村落自衛軍の盟 (『越史略』3 惠宗建嘉元年<1211>6月)、陳氏の京師攻撃に加わった諸道兵の盟 (同4年<1214>正月) などの例が見出される。

44) 春秋時代の盟誓の意義については高木 [1985] に詳しい。

「マンダラの統治者」（注5参照）の範疇に属するものといえる。

これに対し安定期以降は、歴代皇帝が即位時にはいずれも幼少だったこともあるが、彼らの成人後をも含めて、皇帝親征は稀である。代わって活躍するのは、宋や占城との戦いで有名な宦官李常傑、⁴⁵⁾ 神宗期の真臘撃退の功労者李公平、神宗擁立の中心となった黎伯玉・牟俞都、英宗期の太後の弟杜英武とそのライバルの駙馬楊嗣明、⁴⁶⁾ 高宗（在位1175-1210）擁立の立役者蘇憲誠や高宗末-恵宗（在位1210-1224?）初の宰相譚以蒙などの重臣たちである。他の軍事指揮者の出自がほとんど不明な中で、皇帝の側近や姻族など、皇帝と私的なつながりをもつ人々の活躍のみが目立つという状況は、「マンダラ権力」の基盤が安定化し、外側に拡大したことを推測させる。だが、こうした人々が活躍する状況は、「貴族制の成熟」とは呼び得ても、「軍事官僚制の成熟」とはいいい難い。彼らが「在地首長」より上位の存在として地方の兵力を率いたとしても、それが官僚制的位階構造の樹立に直結することは少なかったであろう。むしろ自然なのは、「貴族」と「在地首長」との「私的な」関係の樹立・強化であったと思われる。⁴⁷⁾

以上のように、李代を通じて、各地方の永続的服従を物理的に保証するに足る公的・官

表3 皇帝の行幸回数とその目的

皇帝	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
太祖	(20)	2	0	0	1
太宗	(27)	11	4	3	3
聖宗	(19)	9	3	1	0
仁宗	(56)	25	13	5	3
神宗	(11)	2	1	1	0
英宗	(39)	5	1	1	0
高宗	(36)	8	0	2	3
恵宗	(15)	3	0	0	0
昭皇	(2)	0	0	0	0
総計	(217)	65	22	13	10

(1)足かけ在位年数、(2)行幸回数、(3)うち農耕儀礼目的、(4)捕象目的、(5)寺観参拝目的。戦争の際の移動と都城内の行幸は含まない。
(出典)『大越史記全書』、『越史略』

僚制的な軍事機構は存在しなかったと思われる。そこで、盟誓と似た意味でそれを補う機能を果たしたと思われる行動に、皇帝の行幸がある。これは表3に掲げた通り、太宗・聖宗・仁宗の3代を中心に頻繁に行われ、その目的は「籍田」、「省耕」、「省歛」などの農耕儀礼や、「捕象」、仏寺への参拝などが多い。首都における頻繁な宗教活動と同じく、それらも何らかの意味で国家統合のためのイデオロギ－的機能を有したに違いない。と同時に、地方勢力に対する示威、支配関係の再確認など、建国期における皇帝や皇子の親征と同様の機能をも、それらは果たしたと思われる。⁴⁸⁾ 1161年に蘇憲誠らの重臣に兵を率いて「安鎮辺隅」のために西南海辺等処を巡回させた例は、「マンダラ」の安定化によって、軍事指揮者が皇帝・皇子から近臣・上流貴族

45) その事蹟と当時の国際関係については Hoàng Xuân-hãn [1949] に詳しい。また、和田 [1977: 39-42] には、彼のほか高宗代の王仁慈・范秉彝などの宦官出身の武将の活躍が指摘されている。

46) 神宗・英宗期のこれらの重臣の活動については Wolters [1976: 219-221] 参照。

47) 例えば、1209年以降の動乱のきっかけを作った上品奉御范猷と同じく范秉彝のふたりの近臣の争いでは、前者が烘州勢力の段尚・段主らと結べば、後者は藤州・快州 (Hưng Yên 省 [桜井 1980(B): 286-289]) 勢力を率いている (『越史略』3 高宗治平竜応3-5年<1207-1209>)。

48) Wolters [1982: 20] は、「マンダラ」支配を維持する手段として、統治者がしばしば辺境巡察団を派遣したことを説く。また、ビルマで、国家再統一のために王が「特にその忠誠が確実でない首長たちの領内の」「重要なパゴダの参拝や修理を行いつつ」全国を巡幸する例など、王の巡幸が政治的な意味を強く有していたことが Aung-Thwin [1983: 53] に論じられている。

に移行する傾向に対応したものであろう。

結 語

本論の主な論点は以下の通りである。第1に、軍事行動の対象地域からみれば、李朝が最初から安定的に支配し得たのは紅河デルタ中枢部だけで、デルタ周縁部・南方・北部山地などの諸州の服属は自動的に行われたものではなかった。しかし、建国期の度重なる軍事行動を通じて、紅河デルタの中央政権がこれら周辺諸州を支配するという、唐の安南都護府と似た統合の地域的枠組が徐々に確立し、新興ヴェトナム王朝国家はそのような形でインドシナ国家群の一つとしての地位を固めた。ところが衰退期には、タイ系諸民族の活動などによってこの枠組に新たな問題が生じる一方、紅河デルタ地域自体の統合が崩れ、陳氏による新たな方式での統合を必要とするに至った。

第2に、軍事行動の主体と機能からみれば、李朝では禁軍こそ常時存在したものの、各地方勢力を打倒・解体してそれを官僚制的に再編するには至らなかった。軍事官僚制の発達はみられず、盟誓や皇帝・皇子の親征ないし行幸など、各種の示威行動を通じて地方勢力の服従や軍事動員を実現するのが、通常の様子であった。ただ、それによって権力基盤の一定の安定化・拡大がみられ、安定期以降には軍事行動の主体が近臣・貴族などに移行した。

従って、李朝の長期安定とは軍事面では、Wolters氏のいう「マンダラ権力」が長期安定化し、貴族化したものということになる。「中国的」な全土の直接支配と朝廷による軍事力の独占を意味するものではなかったわけである。では、いかなる地方統治の方式が、この種の長期安定化を可能としたのだろうか。それが筆者の次なる課題である。

参 考 文 献

- Aung-Thwin, M. 1983. Divinity, Spirit, and Human: Conceptions of Classical Burmese Kingship. In *Centers, Symbols, and Hierarchies: Essays on the Classical States of Southeast Asia*, edited by Lorraine Gesick. Yale Univ. Southeast Asia Studies, Monograph Series, No. 26.
- Chesneaux, J. 1955. *Contribution à l'histoire de la nation vietnamienne*. Paris.
- 陶維英. 1973. 『越南歴代疆域——越南歴史地理研究』鍾民岩(訳), 岳勝(校). 北京. (原著 Đào Duy Anh, 1964. *Đất nước Việt Nam qua các đời—Nghiên cứu địa lý học lịch sử Việt Nam*. Hà Nội.)
- 藤沢義美. 1967. 「南詔国家の構成と白蛮文化」『歴史教育』15 (5・6).
- 藤原利一郎. 1976. 「黎朝の科挙——聖宗の科挙制確立まで」『史窓』34 (藤原 [1986] 所収).
- . 1980. 「黎朝聖宗の官制改革について」『山本達郎博士古稀記念・東南アジア・インドの社会と文化』下. 山川出版社 (『黎朝聖宗の官制改革』として藤原 [1986] 所収).
- . 1986. 『東南アジア史の研究』法蔵館.
- 古田元夫. 1984. 「ベトナム人の『西方関与』の史的考察——インドシナの中のベトナム——」『東南アジアの政治と文化』土屋健治; 白石隆(編)所収. 東京大学出版会.
- 日隈真澄. 1983. 『『アジア的生産様式論』研究について』『日本の国際化と地域研究の役割』昭和57年度文部省特定研究経費報告書所収.
- Hoàng Xuân-hãn. 1949. *Lý Thường-kiệt—Lịch sử Ngoài giao Triều Lý—*. Hà-nội.
- 片倉 穰. 1972. 「ベトナム・中国の初期外交関係に関する一問題——交趾郡王・南平王・安南国王等の称号をめぐって——」『東方学』44.
- . 1977. 『ベトナムの歴史と東アジア——前近代編』杉山書店.
- 片倉 穰; 吉沢 南. 1977. 「ベトナム概史」『ベトナム』上. アジア・アフリカ研究所(編)所収. 水曜社.
- 河原正博. 1959. 「儂智高の反乱と交趾」『法政史学』12.
- . 1975. 「李朝と宋との関係 (1009-1225年)」『ベトナム中国関係史——曲氏の抬頭から清仏戦争まで——』山本達郎(編)所収. 山川出版社.
- . 1984. 『漢民族華南発展史研究』吉川弘文館.
- Lê Kim Ngân. 1963. *Tổ-chức Chính-quyền triều Lê Thánh-tông (1460-1497)*. Saigon.

- Lê Thành Khôi. 1955. *Le Viêt-Nam—Histoire et civilisation*. Paris.
- . 1981. *Histoire du Viêt Nam dès origines à 1858*. Paris.
- 牧野 巽. 1944. 「安南の黎朝刑律にあらはれた家族制度」『支那家族研究』生活社（のち牧野 [1978] 所収）.
- . 1950. 「東亜米作民族の財産相続制の比較」『社会学評論』1（のち牧野 [1985] 所収）.
- . 1954. 「東亜米作諸民族における奴隷制」『高田博士古稀記念論文集 社会学の諸問題』有斐閣（のち牧野 [1985] 所収）.
- . 1978. 『牧野巽著作集第2巻 中国家族研究下』お茶の水書房.
- . 1985. 『牧野巽著作集第4巻 雲南民族史研究. 東亜米作民族研究』お茶の水書房.
- Maspero, G. 1928. *Le royaume de Champa*. Paris ; Bruxelles.
- Maspero, H. 1910. *Le protectorat général d'Annam sous les T'ang—Essai de géographie historique—*. BEFEO X.
- . 1916. *Études d'histoire d'Annam II, la géographie politique de l'empire d'Annam sous les Li, les Trần et les Hồ (Xe–XVe siècles)*. BEFEO XVI(1).
- . 1918. *Études d'histoire d'Annam VI, la frontière de l'Annam et du Cambodge du VIIIe au XIVe siècle*. BEFEO XVIII(3).
- 松本信広. 1969. 『ベトナム民族小史』岩波書店.
- 桃木至朗. 1982. 「陳朝期ヴェトナムの政治体制に関する基礎的研究」『東洋史研究』41(1).
- . 1984. 「日本におけるヴェトナム前近代史研究の成果と課題——独立王朝期の時代区分をめぐって——」『新しい歴史学のために』175.
- Nguyễn Danh Phiệt. 1976. *Chính quyền trung-ương thời Ngô, Đinh, Lê, Lý, Trần, với vấn đề thống nhất đất nước và hiện tượng cát cứ phân liệt*. Nghiên cứu Lịch sử 169.
- 酒井良樹. 1961. 「ヴェトナムの文化」『世界の歴史』13. 筑摩書房.
- 桜井由躬雄. 1973. 「洪徳均田例に関する史料紹介(1)」『東南アジア——歴史と文化』3.
- . 1974. 「洪徳均田例に関する史料紹介(2)」『東南アジア——歴史と文化』4.
- . 1975. 「ヴェトナム中世社数の研究」『東南アジア——歴史と文化』5.
- . 1980(A). 「10世紀紅河デルタ開拓試論」『東南アジア研究』17(4).
- . 1980(B). 「李朝期(1010–1225)紅河デルタ開拓試論——デルタ開拓における農学的適応の終末——」『東南アジア研究』18(2).
- 高木智見. 1985. 「春秋時代の結盟習俗について」『史林』68(6).
- 竹田竜児. 1967. 「越南における会盟について」『史学』40(2・3).
- Taylor, K. W. 1976. *The Rise of Đại Việt and the Establishment of Thăng-long*. In *Explorations in Early Southeast Asian History: The Origins of Southeast Asian Statecraft*, edited by K. R. Hall and J. K. Whitmore. Ann Arbor.
- . 1983(A). *The Birth of Vietnam*. Berkeley ; Los Angeles ; London.
- . 1983(B). *The “Twelve Lords” in Tenth-Century Vietnam*. *Journal of Southeast Asian Studies* 14(1).
- Ủy ban Khoa học Xã hội Việt Nam (UBKH-XHVN). 1971. *Lịch sử Việt Nam*. Tập I. Hà Nội.
- 和田正彦. 1977. 「ヴェトナム李・陳・黎三朝の宦官について」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』9.
- Whitmore, J. K. 1969. *Vietnamese Adaptations of Chinese Government Structure in the Fifteenth Century*. In *Historical Interaction of China and Vietnam: Institutional and Cultural Themes*, compiled by Edgar Wickberg. Center for East Asian Studies, The Univ. of Kansas.
- . 1976. *The Vietnamese Confucian Scholar's View of His Country's Early History*. In *Explorations in Early Southeast Asian History: The Origins of Southeast Asian Statecraft*, edited by K. R. Hall and J. K. Whitmore. Ann Arbor.
- Wolters, O. W. 1976. *Lê Văn Hưu's Treatment of Lý Thần Tông's Reign (1127–1137)*. In *Southeast Asian History and Historiography: Essays Presented to D. G. E. Hall*, edited by C. D. Cowan and O. W. Wolters. Ithaca ; London.
- . 1982. *History, Culture and Region in Southeast Asian Perspectives*. Singapore.
- 山本達郎. 1950. 『安南史研究 I』山川出版社.